

国民健康保険加入者の皆さんへ 高額療養費支給制度について

ひと月の医療費の自己負担額が高額になったとき、限度額を超えた分が支給される制度です。
(差額ベッド代などの保険診療以外のものや入院時の食事代は除きます。)

自己負担限度額 (月額)

【70歳未満の場合】医療機関ごとに計算します。(入院と外来、診療科ごとに別計算)

所得区分	3回目まで	4回目以降※2
上位所得者※1	150,000円+ (医療費-500,000円) × 1%	83,400円
一般	80,100円+ (医療費-267,000円) × 1%	44,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※1 基礎控除後の総所得金額などが600万円を超える世帯及び所得の申告がない世帯

※2 過去12カ月間に、高額療養費の支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額

【70歳以上の場合】病院、診療所、歯科の区別なく合算して計算します。

所得区分	外来のみ (個人単位)	入院+外来 (世帯単位)
現役並み所得者	44,400円	80,100円+ (医療費-267,000円) × 1%※
一般	12,000円	44,400円
低所得者	8,000円	24,600円 (一定基準以下の場合15,000円)

75歳到達月は上記の限度額が半額になります。

※ 4回目以降は44,400円

■申請手続き／該当する世帯には、診療した月から通常3カ月後に町から申請書を送付します。申請書が届きましたら、領収書と被保険者証等をお持ちの上、国保年金担当に申請してください。

高額療養費の申請には領収書が必要です。確定申告時に医療費控除などで領収書を提出する方は、申告前に国保年金担当にご連絡ください。

問合せ／春日部年金事務所 ☎ 048-737-7510
国保年金担当 ☎ 991-1870

ちょっと増やせる年金(付加年金制度)をご存じですか？

国民年金第1号被保険者及び任意加入被保険者の方は、老齢基礎年金額を増やせる「付加年金制度」があります。

定額年金保険料に月額400円プラスするだけで、将来もらえる老齢基礎年金に付加年金を上乗せできます。

$$\text{付加年金の年額} = 200\text{円} \times \text{付加保険料を納付した月数}$$

ただし、国民年金基金に加入している方、年金保険料を免除されている方は加入できません。

■必要なもの／年金手帳、印鑑、本人確認できるもの(免許証、パスポート等)

■申込み／国保年金担当